

福井市中山間地域農業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中山間地域農業支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県中山間総合対策支援事業実施要領（令和4年4月1日中畜第1号通知。以下「県実施要領」という。）及び福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の名称)

第2条 補助事業の名称は、中山間地域農業支援事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助金の目的)

第3条 中山間地域における話合いや合意形成を促進するとともに、組織化を進め、営農に必要な機械及び施設等の整備に対して支援することで、中山間地域の営農継続を図ることを目的とする。

(定義)

第4条 この要綱において、「営農集団」とは、農家3戸以上で組織され、代表者及び構成員の定めや規約等が整備されている任意組織、又は定款で主たる事業を農業や農業関連事業と定めている法人組織をいう。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に定める事業とする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に定める者とする。

(事業期間)

第7条 補助事業の対象となる期間は、別表第1に定める期間とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第8条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表第2に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(実施計画)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ十分に検討した上、実施計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、提出された実施計画書を審査し、適正であると認めたとき、補助金交付内示（様式第1号）により、当該実施計画書を提出した者に通知する。

(交付申請)

第10条 補助金の交付内示の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第3条第1項の規定により、内示に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付決定）

- 第11条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定により補助金交付決定通知書（様式第3号（1））を当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

- 第12条 補助事業者は、補助対象事業の内容（軽微な変更は除く。）又は補助金額の変更（軽微な配分の変更を除く。）を必要とする場合は、市長に変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第3号（2））をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第13条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、市長に事業取下承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の中止又は廃止を承認したとき、若しくは、承認しないことを決定したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第3号（3））をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（状況報告）

- 第14条 補助事業者は、補助対象事業の遂行に際し、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- （1）着手報告書 補助対象事業の着手は、原則として第11条の交付決定に基づき行うものとし、着手したときは、速やかにその旨を着手報告書（様式第6号）にて市長に提出するものとする。ただし、補助事業者が交付決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した指令前着手届（様式第7号）を市長に提出するものとし、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。
- （2）契約顛末報告書 補助事業者は、請負入札又は随意により契約を締結したときは、速やかにその旨を契約顛末報告書（様式第8号）にて市長に提出するものとする。
- （3）竣工届 補助事業者は、補助対象事業が竣工したときは、速やかにその旨を竣工届（様式第9号）にて市長に提出するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、市長は、必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の全部又は一部を省略させることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第11条の規定により、補助対象事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は補助金の交付決定を受けた市の会計年度の最終日のいずれか早い日までに完了実績報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第11号)により、当該完了実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第17条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第12号)に交付決定通知書の写し、又は補助金額確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(関係図書の保存)

第18条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表第 1（第 5 条、第 6 条及び第 7 条関係）

事業種目	事業内容	補助対象者	事業期間
担い手支援対策事業	中山間地域の新規担い手が営農に必要な機械や施設の導入、新規営農組織の設立に対する支援	農家、営農集団等	1 年間
営農省力化支援事業	農林漁業者等が行う、営農および農地の維持管理作業を省力的に行うために必要な機械等の導入に対する支援	農家、営農集団等	1 年間

別表第 2（第 8 条関係）

事業項目	対象経費		県費補助率	市費補助率
担い手支援対策	栽培用機械施設	トラクター、田植機、コンバイン、農機運搬用トレーラー、除草機、防除機、乗用管理機等の機械及びこれらの格納に必要な施設等	1／3以内 (※条件不利地等は1／2以内)	1／10以内
	栽培用機械施設	ハウス、栽培装置、栽培管理機械・装置、専用運搬機械、収穫機械・装置、付帯施設等		
	病虫害防除機械施設	防除機、土壌消毒機、付帯施設等		
	土づくり機械施設	トレンチャー、バックホー、堆肥盤、堆肥散布機、付帯施設等		
	自然災害防止施設	融雪装置、防風施設、防霜施設、付帯施設等		
	集出荷調製加工施設	集荷場、選別調製施設・装置、加工場、加工用器具・装置、付帯施設等		
	園地整備	客土、整地、果樹苗木等		
	生産資材	種苗、農薬、肥料、苗箱、チェーンポット等		
	新規組織設立	法人登記、税理士・司法書士委託等		
	人材育成	農業用機械免許取得等		
		その他必要と認められる機械施設・経費等		
営農省力化支援	草刈・防除作業の省力化に必要と認められる経費		1／2以内	1／10以内

様式第 1 号 補助金交付内示

農第
令和 年 月 号
日

補助事業者 様

福井市長

令和 年度 中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ） 補助金交付内示

令和 年 月 日付けで提出のあった令和 年度 中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ）実施計画書については、内容等が適正と認められるため、福井市中山間地域農業支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項に基づき、下記のとおり補助金交付額を内示します。

つきましては、福井市補助金等交付規則第 3 条及び同事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定に基づき、補助金交付申請書を提出願います。なお、申請書の提出期日は、令和 年 月 日と定めましたので、ご了解願います。

記

事 業 名	総事業費	補助対象事業費	補助金交付内示額
令和 年度 中山間地域農業支援事業 （ 事業種目 ）	円	円	円

様式第 2 号 補助金交付申請書

番
令和 年 月 号
日

福井市長 様

住 所
氏 名

令和 年度 中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ） 補助金交付申請書

みだしの事業を下記のとおり実施したいので、福井市補助金等交付規則第 3 条により、
円を交付されるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容
（1）施行場所

（2）事業量

（3）総事業費

（4）補助対象事業費

3 着手予定年月日 令和 年 月 日

4 完了予定年月日 令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		説 明
			増	減	
市補助金等					
借 入 金					
自 己 資 金					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		説 明
			増	減	
合 計					

様式第 3 号（1） 補助金交付決定通知書

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度 中山間地域農業支援事業（事業種目）補助金の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和 4 8 年福井市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第 6 条の規定により通知する。

令和 年 月 日

福井市長

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和 年 月日付けで申請のあった令和 年度 中山間地域農業支援事業（事業種目）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
- | | |
|------------|----|
| 補助事業に要する経費 | 円 |
| （内補助対象事業費 | 円） |
| 補助金の額 | 円 |
- 3 補助金額は、当該事業に要した経費の実支出額に福井市中山間地域農業支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 8 条の規定に定められた補助率を乗じて得た額、若しくは、前に掲げる補助金の額（変更された場合は変更された額）のいずれか低い額とする。
- 4 補助事業者は、次の各号に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
- （1）補助事業の補助金額の変更（軽微な配分の変更を除く。）を必要とするとき。
 - （2）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。
 - （3）補助事業を中止し、又は廃止するとき。
- 5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、補助事業等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）、同施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「施行令」という。）、規則、要綱、福井県中山間総合対策支援事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け）及びその他関係通知及び通達（以下「関係法令等」という。）の定めるところに従わなければならない。

- 7 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第1号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- 8 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 9 補助事業者は、補助事業によって取得した財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において、市長の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。また、補助金交付の目的に反して使用してはならない。
- 10 補助事業者が前記により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納入させることがある。
- 11 関係法令等又は市の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- 12 市長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 13 補助金交付の条件は、前記4から12までに定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならない（補助金の交付を申請するにあっても、同税額を減額して報告しなければならない。）。
 - ア 補助事業者は、事業完了実績報告（規則第12条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、及び当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 補助事業者は、完了実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別紙様式第2号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
 - (2) 市長は、(1)の規定に伴う報告があった消費税仕入控除額が規則第12条の規定により確定した補助金額に係る消費税仕入控除税額を超えるときには、速やかに、その超える額の返還を命じるものとする。
- 14 補助金について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

別紙様式第 1 号 財産管理台帳

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

地区名	地区			事業実施年度	令和		年	福井市農政企画課所管補助金			中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ）				
事業種類	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分			処分制限期		処分の状況		摘 要
	事業種目 （事業細目）	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分		耐用 年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									市 費	その他					
	計														
	計														
	合 計														

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別紙様式第2号 消費税等相当額報告書

番
令和 年 月 号
日

福井市長 様

住 所
氏 名

令和 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け福井市指令農第 号により交付決定通知があった令和
年度 中山間地域農業支援事業(事業種目)補助金について、下記のとおり報告します。

記

1	福井市補助金等交付規則第12条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け福井市指令農第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入にかかる消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告による確定した仕入に係る 消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第3号(2) 補助金変更交付決定通知書

福井市指令農第 号

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度 中山間地域農業支援事業
(事業種目) の計画変更については、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付
規則(昭和48年福井市規則第11号)第6条の規定による、令和 年 月 日付け
福井市指令農第 号の交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知する。

令和 年 月 日

福井市長

記

- 1 変更前の交付決定額 円
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は令和 年 月
日付けで申請のあった令和 年度 中山間地域農業支援事業(事業種目)とし、そ
の内容は申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
(内補助対象事業費	円)
補助金の額	円

様式第 3 号（3） 補助金交付決定取消通知書

福井市指令農第 号

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度 中山間地域農業支援事業
（ 事業種目 ）の取下げについては、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規
則（昭和48年福井市規則第11号）第6条の規定による、令和 年 月 日付け福
井市指令農第 号の交付決定を取り消したので通知する。

令和 年 月 日

福井市長

記

- 1 交付決定額 円
- 2 取 消 額 円
- 3 取 消 理 由

様式第 4 号 変更承認申請書

農第 号
令和 年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

令和 年度 中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ） 変更承認申請書

令和 年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた令和 年度
中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ）を下記のとおり変更したいので、福井市補助金等
交付規則(昭和 4 8 年福井市規則第 1 1 号)第 5 条の規定により承認を申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更計画及び変更経費の配分

様式第 5 号 取下承認申請書

番 号
令和 年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

令和 年度 中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ）取下承認申請書

令和 年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた令和 年度
中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ）を取下げたいので、福井市中山間地域農業支援事
業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により承認を申請します。

記

1 取下げの理由

様式第 6 号 着手報告書

番
令和 年 月 日
号

福井市長 様

住 所
氏 名

令和 年度 中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ） 着手報告書

令和 年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた令和 年度
中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ）を下記のとおり着手しましたので報告します。

記

施 行 場 所	
事 業 量	
事 業 費	
着 手 年 月 日	令和 年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	令和 年 月 日
そ の 他	

様式第 7 号 指令前着手届

番
令和 年 月 号
日

福井市長 様

住 所
氏 名

令和 年度 中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ） 指令前着手届

令和 年度 中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ） 実施計画に基づく事業について、別記条件を了承のうえ、下記のとおり指令前に着手したいので届けます。

記

1 指令前着手理由

2 指令前着手に係る実施計画

事業実施主体名	事業内容 及び事業量	事業費 (円)	補助金 (円)	着手完了予定 年月日
				着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日

3 別記条件

- （1）補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- （2）補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議はない。
- （3）当該事業について、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては計画変更を行わない。

様式第 8 号 契約顛末報告書

番
令和 年 月 号
日

福井市長 様

住 所
氏 名

令和 年度 中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ） 契約顛末報告書

令和 年度に実施するみだしの事業について、別紙のとおり契約しましたので、その顛末を報告します。

令和 年度 中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ）					
（事業実施主体名 ）					
地 区 名					
工 種 又 は 施 設 名					
契 約 の 方 法		指 名 競争入札・随契 一 般			
入 札 日 時		令和 年 月 日 午 前 後			
入 札 場 所		福井市 町 字 番地			
執 行 者 氏 名					
入 札 立 会 人 氏 名					
入 札 価 格 等	請 負 入 札 に 附 す る 価 格	円			
	予 定 価 格	(円 %)			
落 札 価 格		(円 %)			
入 札 状 況		入札業者 代表者名	第 1 回	第 2 回	第 3 回
			円	円	円
契 約 の 状 況	契 約 住 所 氏 名				
	契 約 金 額	円			
	契 約 月 日				
入 札 差 金 額		円			

様式第 9 号 竣工届

番
令和 年 月 号
日

福井市長 様

住 所
氏 名

令和 年度 中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ） 竣工届

みだしの事業について、下記のとおり整備が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
契約住所	
契約年月日	
竣工年月日	
関係法令検査年月日	
竣工検査年月日 （又は予定年月日）	
引き渡し年月日 （又は予定年月日）	

注：請負人等からの完了届、引渡届、出来高設計書等の写しを添付すること。

様式第 1 0 号 完了実績報告書

番 号
令和 年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

令和 年度 中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ）完了実績報告書

令和 年 月 日付け福井市指令農第 号で補助金の交付の決定を受けた令和年度 中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ）を完了したので、福井市補助金等交付規則（昭和 4 8 年福井市規則第 1 1 号）第 1 1 条の規定に基づきその実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業の効果

2 事業の内容
(1) 施行場所

(2) 事業量

(3) 総事業費

(4) 補助対象事業費

3 着手年月日 令和 年 月 日

4 完了年月日 令和 年 月 日

5 収支決算

(1) 収入の部

(単位 円)

区 分	本 決 算 年 度 額	本 予 算 年 度 額	比 較		説 明
			増	減	
市 補 助 金 等					
借 入 金					
自 己 資 金					
合 計					

(2) 支出の部

(単位 円)

区 分	本 決 算 年 度 額	本 予 算 年 度 額	比 較		説 明
			増	減	
合 計					

※ その他必要な書類(工事出来高設計書、図面等)を別に添付する。

様式第 1 1 号 補助金額確定通知書

福井市指令農第 号

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定をした令和 年度
中山間地域農業支援事業（ 事業種目 ）補助金については、福井市補助金等交付規則（昭
和 4 8 年福井市規則第 1 1 号）第 1 2 条の規定により下記のとおりその額を確定したので
通知する。

令和 年 月 日

福井市長

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

